

平成26年第5回教育委員会定例会

平成26年第5回教育委員会が平成26年5月16日午後9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成26年5月16日（金） 午前9時30分から
- 2 場 所 中清戸地域市民センター第2会議室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 松村 重樹（教育委員長）
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）
稲田 瑞穂（委員）
植松 紀子（委員）
坂田 篤（教育長）
- 5 出席説明者 絹 良人（教育部長）
栗林 昭彦（指導課長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
山下 晃（生涯学習スポーツ課長）
清水 明（統括指導主事）
古見 誠（指導主事）
佐藤 裕樹（指導主事）
石迫 沢己（指導主事）
伊藤 高博（図書館長）
森田 善朗（博物館長）
- 6 書 記 清野 三起男・ 田中 留美
- 7 傍聴者 なし

平成26年第5回清瀬市教育委員会議事日程

平成26年5月16日

午前9時30分

- 日程第1 会議録署名委員の指名
稲田 委員
- 日程第2 教育長・教育部長より報告
- 日程第3 教育委員より報告
- 日程第4 報告事項1 教科書採択の日程等について
- 日程第5 報告事項2 清瀬市いじめ防止基本方針策定について
- 日程第6 報告事項3 放課後補習教室について
- 日程第7 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が稲田委員を指名。

(松村委員長)

平成26年第5回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(坂田教育長)

おはようございます。私から3点ご報告と情報の提供を申し上げたいと思います。まず1点目でございますが、5月8日、9日に関東地区の市町村教育長会が高崎市で開催されました。私も参加をしまして多くの自治体の教育長の方々と懇親を深めることができ、非常に充実した2日間でした。その中で、初日に記念講演があり、群馬大学理工学研究院の片田 敏孝教授による「防災教育の新しい潮流 - 生きぬく市政を育む教育-」という講演があり、これは私にとって非常にショッキングなものでした。時間とともに麻痺しつつある、自らの防災の感覚を取り戻すことができた講演でございました。片田先生は、「語り継ぐことで災害の犠牲者をださないことは不可能である」とおっしゃいました。釜石は、明治29年大津波で6,500人の町民の内、4,000人が亡くなったそうです。このような歴史を受けて、釜石市には34の石碑があるそうです。その1つには、「高き住居は 児孫の和楽 想へ惨禍の大津波 此処より下に 家を建てるな」と書いてあるそうです。

ところが現実には、ここより下に家が沢山建っておりました。片田教授が、おっしゃられた、語り継ぐことの限界というのがここに見えてきているのではないかと思います。また、震災前に子ども達にインタビューしたお話も伺

いました。子ども達に津波が来たら逃げますかとの問いに、子供たちは「津波が来ることは知っているよ。でも逃げない。だって、防波堤があるもん。」といったそうです。子どもにこのように思わせてしまったのは、警報が出て逃げない、逃げようとしない大人の責任である。知識があっても、知っているも逃げない大人達が今回の惨劇を招いたと言っても過言ではないというふうにおっしゃいました。ではどうすればよいか。片田教授は、語り続けることができないのであれば現実を直視し、語るのではなく当たり前のように逃げる行動をとり続ける以外ない。やり続ける以外ないとおっしゃいました。釜石市の教師の言葉もご紹介いただきました。こういう言葉です。「100回逃げて空振りばかりだけれども、101回目もかならず逃げてね。」これこそがやり続ける言動力だと思います。

植松委員はご専門でいらっしゃいますのでこの言葉は一般化されていらっしゃるかと思いますが、正常化の偏見という言葉が心理学用語にあるそうです。これは自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人間の特性で、例えば、交通事故に遭って死亡する確率は宝くじの1等に当選するよりも高いにもかかわらず、自分が交通事故に遭うと考えている人はほとんどいない。でも宝くじの当選を期待して長蛇の列をつくる。他にも非常ベルが鳴ってもすぐに逃げる人が少ないというのも正常化の偏見だそうです。非常ベルに加えて煙の臭いや炎がみえるなどの非常事態を裏付ける他の情報がないと本当の非常事態と判断しないそうです。

ご存じの通り、首都直下型の地震の発生率は今後30年間で70%と言われています。専門家によると明日、また今日この時に起きても全く不思議ではない。私たちは、完全に正常化の偏見に陥っているのではないかと思います。では私は、地震の速報が入った時に逃げられるかと自問自答すると、なかなか難しい自分がここにいることも分かります。しかし少なくとも防災が、忘れる災い「忘災」になることのないよう、今後、東日本大震災に関わった当事者の話を教職員に聞いていただける機会を意図的に設定していかなくて

はならないと思っております。

2点目です。校長先生の自己申告のヒアリングを指導課長と共に行わせていただいております。自校の課題解決に基づいて、その解決のための具体的な目標と取り組みをご説明いただくという会でございます。現在小学校の校長ヒアリングが終了したところですが、ほとんどの校長先生が学力向上を目標の筆頭に掲げています。様々な特色ある取り組みを計画していらっしゃるのですが、例えば、第三小では、教育委員会の施策である塾講師の放課後補習に加えて、学力が十分ではない児童をとりだして、学級担任が補習を行う「アフタースクール」というものを計画しております。また第六小では、国語の研究の一環として、読む力を高める「六小オリジナルメソッド10」を開発して実施をします。第八小は授業始まりの5分間を活用し、計算や漢字力を徹底して反復トレーニングをする時間をとるなどの取り組みが行われています。

第七小の飯島校長先生、清明小の清水校長先生は今年度他に自治体から転入いただいた管理職でいらっしゃいます。また第五中の小池校長先生は小学校から中学校へ校種をまたいで異動されました。

私は、異動は組織改善の最大のチャンスであると捉えております。組織の構成員が、長い間変わらなければ、組織にとって当然と思われていたことが実は非常識であったり、また高く評価されるべきものであったりということが気付きにくくなります。両校長はまさに良い面、悪い面とも自校の教育活動の評価・分析をいただいて組織改革に取り組んでいただいております。教育委員会として、全面的に協力をして行きたいと思っております。是非教育委員の皆様方も、今後教育委員会訪問がございましたので、昨年度との違いをご観察いただくことができればと考えております。

3点目です。お手元の資料に「つもりのしつけ」というものを配らせていただきました。先日ある雑誌に掲載されていたデータです。これは日本体育大学の佐藤治夫教授の調査結果です。非常に興味深いものです。保護者と教

師のしつけに関する認識の違いが数値になって表わされております。一番上のグラフをご覧ください。教師・保護者の8割が、一般的しつけが十分ではないと感じています。ところが、右側のグラフを見ますと保護者の約7割は、我が家のしつけはうまくいっていると思っている。次のグラフをご覧ください。2段目のグラフです。挨拶の仕方は学校も家庭も保護者も家庭の役割であると認識していますが、挨拶を家庭でしつけていると回答した割合の保護者は、83%認識している半面、教師は、挨拶を家庭でしつけていると回答した割合は27%にしか過ぎない。挨拶を学校で指導していると回答した保護者の割合は19%にしか過ぎない。しかし、挨拶を学校で指導していると回答した教師の割合は70%。おわかりいただけるでしょうか。つमりのしつけと佐藤教授はおっしゃっていますが、保護者も教師も挨拶は家庭の役割と認識して、その多くはしつけていると認識しているものの、教師は家庭でしつけはできていないと認識している。従って教師は学校でしつけていると思っているが、保護者は学校で挨拶のしつけを行われていないと考えています。保護者は基本的な生活習慣を家庭で十分しつけたつもりになっているが、学校で指導していると思っていない。しかし、そのしつけの不十分さを目の当たりにした学校は、それを指導せざるを得ないという実態がある。

しつけは家庭の役割であるとよくお話いたしますが、こういったデータを用いて、学校・保護者を啓発していかなくてはならないのではないかと考えております。このデータは学校にも提供していきたいと考えております。

今日の議題は、レジュメのとおりとなっております。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、教育長より報告がございました。何かご質問がありますでしょうか。

(植松委員)

今の、つもりのしつけは、全国調査でしょうか。

(坂田教育長)

抽出です。いくつかの自治体をピックアップしまして、小学校300家庭を対象で、幾つかの自治体をピックアップして行った調査です。

(植松委員)

そうすると、清瀬市で独自でやってみてもおもしろいのではないでしょうかね。

(坂田教育長)

そうですね。検討します。

(松村委員長)

よろしいでしょうか。では日程第3 教育委員報告をお願いいたします。

(伊豆倉委員)

5月1日に東京都市町村教育委員会連合会の理事会が自治会館で行われました。内容は22日の総会に向けてのもので、すべて承認されました。以上です。

(植松委員)

教育委員会とは直接関係ありませんが、自閉スペクトラム障害について臨床心理士の研究会が東京大学でありました。アメリカの診断基準が改訂されて今年度より、自閉スペクトラムと自閉スペクトラム障害の二つに分かれます。ひとつはAS、もうひとつがASDに分かれるということをおみなさんに

知っておいていただきたい。ASDは自閉スペクトラム障害となり、そこには小さいときからの障害がみられ、発達的な遅れや知的な遅れも組み合わされている。ASというものはもっと広い範囲で、いろんな子供たちや大人たちに交じりこんでいるというふうに分かり始めてきており、その人たちに対して教育の中でケアをどうしていくか臨床心理士のほうでも討議され始めています。ASの範疇に入っている人たちが事件を起こしてしまった時、なぜ見分けられなかったのか、なぜ事前に手を打たなかったのかという事案が世界中に起こり始めているという報告です。以上です。

(松村委員長)

難しい問題ですね。しっかりと勉強しなければいけませんね。それでは続けさせていただきます。日程第4報告事項1教科書採択の日程等についてよろしくお願いたします。

(清水統括指導主事)

日程第4報告事項1教科書採択の日程等についてでございます。資料をご覧くださいと思います。資料の1枚目ですが、今年度採択の方針をお示したものでございます。1の(1)から(3)に記載している内容ですが、公正性と専門性の確保、地域の実情の配慮ということの内容としておりますが、これを教科書採択の内容と構成上の工夫の2点を視点とし、調査部会を設置し、調査を進めていくということでございます。

次に採択の要領細則ですが、分かりやすく図に示したものが後ろから2枚目の平成26年度清瀬市立小学校教科用図書採択の概要でございます。まず調査の組織でございますが、全体で大きく3つの組織に分かれます。まず1番目ですが、それぞれの学校単位で調査をしていただきます。それを学校教科用図書研究会(各教科)としており、既に始まっておりますが6月の上旬まで調査を行っていただきます。2番目にそれぞれの教科ごとに9校から9

名の教科の代表の方で構成した教科用図書調査部会で、教科ごとの調査をしていただきます。その一方で、市民の方に向けて教科用図書の展示を6月13日から6月27日までの期間で行い、市民の意見としてアンケートの実施も行います。教科の代表の先生方が集まって行う調査部会でそれぞれの今後についての資料を作っていただきますが、この調査部会の資料をご報告いただくのが、教科用図書調査委員会となります。ここは、調査部会のリーダーの管理職の先生方で構成しております。教科用図書調査委員会に調査部会が資料を通して報告をしていただきます。その調査報告を基に、教科用図書調査委員会が更に独自の調査、研究を行う3段階構成となっています。

既に各校での調査が行われております。現在までに、見本本教科用図書の見本については、教育長室に1セット置かせていただきますので、委員の方々におきましては、お時間がある時に目を通していただければと思っております。

最後になりますが確認として、委員の方々へのお願いになりますが、8月の教育委員会定例会におきまして、小学校の教科用図書調査委員会の委員長と特別支援学級用の教科用図書調査委員会の委員長から採択に向けたご説明をさせていただきますので、ご協議をお願いいたします。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、ご説明がありました教科用図書の採択方針(案)について、ご意見ございますか。本件に関しまして、よろしいでしょうか。

(植松委員)

9年間の指導要領に基づいて、ここだけは外さないでくださいというチェック票があるとよい。漠然と教科書を見るのではなく、視点をどこに置いたらよいか明確なものがあると私は初めてなので、助かります。

(清水統括指導主事)

まず、学習指導要領上、指導内容がございますので、それをお示しすることは可能ですので、見本本の教科の1学年から6学年分を準備したいと思えます。

(坂田教育長)

基本的に今回採択されている教科書、これから採択される対象の教科書は、検定を通っているものになりますので、学習指導要領には準拠しております。調査委員会の各調査部会の学校調査もいくつかの観点に基づいて調査をしております。例えば、内容の構成、特色ある内容はどういったものがあるかなど、いくつかの観点がありますので、その観点に基づいて見ていただくことができると思えます。その資料が教育委員会に提供されますので、またそこでご議論いただくという形になると思えます。

一番大事なことは、本市の子供たちはどういう課題があるからこの教科書が良いという形で議論していただく必要があると思っておりますので、よろしくお願いたします。

(植松委員)

承知しました。

(松村委員長)

平成27年度から使用する小学校の教科用図書、そして特別支援学級の教科用図書について採択方針(案)について、ご異論ございますか。

全員異議なし

(松村委員長)

では本件に関してはよろしいですね。(案)を消していただくようお願いします。では、先に進めます。日程第5報告事項2 清瀬市いじめ防止基本方針策定についてお願いします。

(清水統括指導主事)

清瀬市いじめ防止基本方針の策定についてご説明申し上げます。

既に委員の方たちにおかれましてはご存じのことと思いますが、昨年9月の通常国会で国の「いじめ防止対策推進法」が公布・施行されました。また同年11月11日には「いじめの防止等の基本方針」という、いわゆる国の基本方針が文部科学大臣決定ということで発表されました。

国のいじめ防止対策推進法によれば、地方公共団体におけるいじめ防止基本方針の策定というものについては努力義務になっているところですが、清瀬市においてはいじめ防止等の取組について、また学校や社会におけるいじめ防止等の取組について基本的な方針を示すことといたしました。本方針の策定については教育委員会のみならず、市長部局とも連携が必須と考えておりますが教育的内容が数多く含まれることから、昨年度中に教育委員会が主体となって策定委員会という会議を合計4回開催し、「清瀬市いじめ防止基本方針」の原案を取りまとめました。机上に原案と内容を抜粋した概要版をお配りしております。先ほど申し上げました委員会ですが、座長として十文字女子大学の教授に来て頂きました。市長部局からは子ども家庭部長に来て頂き、教育委員会からは指導課長、校長会から小学校と中学校それぞれお一人ずつ、そして市内私立学校の東星学園の校長先生、市内小中学校のPTA代表として保護者の方お一人ずつ、清瀬市民代表として民生児童委員、保護司、弁護士に就いている方3名というメンバーで委員会を構成し、それぞれのお立場からのご意見を基本方針に反映するという方向性でご協力を頂き、策定作業を進めてまいりました。そして本日、まだ案の段階ではございますが「清

瀬市いじめ防止基本方針」とその概要版をお手許にお配りしました。

概要版を使って内容のご説明をいたします。まず本基本方針は子供たち一人一人の人間としての尊厳が守られ、いじめを根絶するために策定するというものでございます。

ここで本市における「いじめ」の定義というものを項目の2番目に載せました。「いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。」と明記しました。いじめ問題の取組については「自他の生命や人権を尊重し、規範意識や思いやりが溢れる地域社会をつくること。」それから「体験的な活動を核として子供たちの豊かな心を育むこと。」さらに「教職員の力量と子供の自浄力の向上を図ること。」そして「全ての人々が子供たちをいじめから守り、ともに解決のための取組を進めること。」以上の4本を基本的な考え方としています。

これを実現するための市としての取組でございますが、大きく4本の柱になります。1つは「いじめ防止に係る機関あるいは団体が連携して根絶のための協議を行う、『清瀬市いじめ問題対策連絡協議会』という会議体を設置すること。」2つ目は「市が行ういじめ防止の対策のための支援、あるいは重大事態に対する調査を進める教育委員会の附属機関を設置すること。母体を現教育相談センター、推進計画上で総合相談支援センターとする。」としています。3つ目は「重大事態に際しては教育委員会からの報告を受けて公平性・公正性を期するための再調査を実施する市長の附属機関を設置する。」というものです。それから4つ目は「いじめ防止等に対する市の具体的な取組」でございますが、大きく3本の柱がございます。1つ目は例えば現在「赤ちゃんのチカラプロジェクト」を実施していますがこれらの体験的な学習を通して子供たちの豊かな心を育む「開発的アプローチ」を進めること。2つ目は教職員が指導力の向上を図り、学級経営診断、市の独自のいじめ調査これらを実施していくとともに、先ほど申し上げた総合相談支援センターを中心とした相談体制の整備を進めて市民窓口としての機能強化を図る「予防的ア

アプローチ」を進めること。3つ目はいじめの発生に際しては校内組織を中心とした学校と関係機関・保護者・地域とが連携して適切な取組を進める「問題解決的アプローチ」を進めることが3つの柱になります。

また「学校における取組」を示しました。これについては1学期中に策定をしてくださいと学校にお願いしていますが「学校いじめ防止基本方針」を基にして、それぞれの学校におけるいじめ防止等の基本的な方法や取組内容を定め、組織的な対応を徹底すること。いじめ防止等の学校における諸活動を主導するために学校基本方針に基づいた校内組織が既に全校に設置されていることを確認していますが、これを機能させていくこと。そして市と同様に開発的・予防的・問題解決的アプローチそれぞれについて進めていくことを示しています。さらに、「保護者・地域の方々へ」ということで「学校はいじめによる被害に苦しむ子供がいることを重く受け止めなければならないこと。家庭は生命尊重や思いやりの心を育むとともにいじめは絶対に許されない行為であることを示すこと。地域は子供たちを認め褒める存在であること。」というような内容を示しております。

雑駁ではございますが内容については以上でございます。今後につきましては6月中にパブリックコメントの実施を予定しております。これを経て、9月市議会定例会に報告する予定です。

本市ではいじめを学校・地域が協働し社会総がかりで取り組むものということを経験したことを基本的な姿勢として貫き取り組んでいくことと示しております。以上です。

(坂田教育長)

この方針案の最終ページをご覧ください。保護者や地域の方々へというところがあります。私もこの委員会に入って議論しておりますが家庭や地域にアクションを起こすのは非常に難しく、例えば家庭教育に行政が介入するのかといった様々な意見があり、この書き方にはだいぶ慎重を要しました。

「家庭教育の責務」といった強いトーンの書き方も検討したのですが、今お話しましたようにだいぶマイルドな書き方にしております。3段落目ぐらいから「家庭は子供の～示す必要があります。」「またこれら各家庭における責任～が求められます。」「ぜひ各家庭が自らの責任を～ほしいと願います。」という文章にとどめております。会議の中ではこれが限界なのではないかという議論になったのですが、ここも一つ議論の中に含めていただくことができるかと思えます。

本市の方針では、今お話があった開発的アプローチという「赤ちゃんのチカラプロジェクト」や「認知症サポーター養成講座」を通して、いじめに発展する前の豊かな心を育んでいこうではないかというところで、おそらく他の自治体にはない特徴になっているのではないかと思います。ご意見を頂戴できればと思います。補足は以上です。

(松村委員長)

いじめ防止基本方針の報告でした。今教育長からお話がありましたように、この方針は議会に報告をするのですが、その前にもっとブラッシュアップできるものがあればしてほしいという説明がありました。

全般、特に最終ページの家庭に向けたメッセージの部分の2点についてご意見がありましたらお願いいたします。

(植松委員)

少しお聞きしたいのですが、これは学校教育における清瀬市いじめ防止基本方針ですね。

(坂田教育長)

いえ、違います。これは清瀬市全体として取り組む方針ですので、学校教育のみではありません。

(植松委員)

そうすると「全ての児童・生徒はいじめを行ってはならない。」というところを児童・生徒に限って良いものかどうかということがあります。あくまでも人ですよ。ここでいういじめの禁止は、対象が児童・生徒に限られてしまいますので、大人はやっていいのかということになり、そこが漏れていると思いました。学校教育における教育の中だけのいじめ防止対策ならこれで十分機能すると思いますが、「清瀬市いじめ防止」となると、大人も家庭生活も含めたもので大きく捉えるならば、人は人に対していじめを行ってはならないということですよ。厚労省も文科省もおそらく、人はという範疇で、捉えています。ここをどうするのか。いじめの禁止・定義も児童・生徒に限定していますので、小・中・高の12年間の教育を行っている子ども達に対して向けているいじめ防止対策ということなんですね。

(清水統括指導主事)

まず1つ、ベースにしているのは文科省のいじめ防止対策推進法と文科省基本方針です。当然清瀬市立の小中学校に在籍する児童・生徒に限ったことではないというスタンスは持ちつつ、このような表記にしました。

(植松委員)

支援学校なども含まれるということですよ。いわゆる文科省の中のいじめ対策ということで、報告されているものは広い範疇で報告されています。清瀬市の方針案を見ると、範囲が限定されてしまったかなと思います。ここに「人は」という言葉が付けば、全部含まれますので、保護者が子供に対して虐待をしていけば、子供もやるわけで、いくらその親にいじめをしてはいけませんと言っても理解できていないというのがありそうですし、地域住民がいじめに対してどのくらいの理解があるのかということは、地域によってもだいぶ違いがあると思います。いじめではなく躰だと言って、かなり陰湿

なことをしているケースがあります。子供も同じように「友達との遊びだ」というようになっていく可能性があります。これを出しても構わないですが、このいじめ防止対策が「児童・生徒」に限定されていると受け取る保護者がいるのではないかと感じました。

(坂田教育長)

「4番 いじめ問題への取組の基本的な考え方」というところがあります。ここの(1)に社会全体のことを記載しています。「子供たちのみならず全ての人々が」という記載があります。いじめの概念というものが、現実問題大人社会にも人間関係のトラブルはあるのですが、それをいじめとして表現しよいかは慎重を要すると私は考えています。やはりステージは子供であって、学校教育の中でいじめというものが行われて、大津市の事件をはじめとして不幸な事件が起きてしまったということがきっかけになっています。やはりスポットは学校教育に当てざるを得ません。

本市の場合は社会全体の中でそれを予防、根絶をしていきたいと思いますという考え方になっています。

(植松委員)

この冊子の中身を全て見るということはないと思いますので、「この方針は児童・生徒に限るものではない。」という文言がどこかに入っていればよいなと思いました。

(坂田教育長)

事務局で検討します。

(稲田委員)

どうしても概念的に「いじめ」という言葉を聞くと結果的に大人が何を考

えるかという、学校のことしか考えないと思います。それを他の全体的なことを広げ、やっていくのであれば、この「いじめ」という言葉を変えないかないと基本方針としてはまずいのではないかという気がします。ただ、文章中に市の取組の基本的な考え方の中に少し加えるのであれば構わないが、「いじめ防止」といったら「学校がこういうことで動いていくのだから、地域も協力しないとイケない。」という狙いを、この基本方針を見た人達が最初にどう考えるかということだと思います。大きく捉えるのなら、市の施策を出してその下にいじめ防止基本方針があるというような方向でいかないと、これに盛り込むのは大変な労力なのではないかなと感じがします。

(植松委員)

いじめの定義は、このいじめ防止推進法第2条の規定にならうということになっているのですね。2条の規定にならって、児童・生徒としましたという解釈ですね。

(坂田教育長)

そうです。いじめというのは人権侵害であり、先ほど植松委員がおっしゃった虐待も広義にとらえれば人権侵害です。上位概念では人権侵害というのがあってその1つの行動形態にいじめというものがあるのです。ここを押さえたほうが良いというのが植松委員のおっしゃることだと思います。方針の冒頭に委員長のコメントが1枚入りますので、そこでこの点を抑えた書き方をしてみたいと思います。

(稲田委員)

この基本方針ができる以前から清瀬市は、学校でいじめに対する取組をしてきたことは皆さんご存じのことと思いますが、特にこれを作ることによって学校が今までやってきたことを変えなくてはいけないという状況があるの

でしょうか。

(清水統括指導主事)

完全に新しく何か取り組むということはないと考えています。先ほど教育長も申しましたが開発的アプローチというキーワードがあります。本市の小中学校はここに本当に力を入れてやってきてくれており、これが清瀬市の学校の特徴になるのではないかということでスタートしております。基本的にはこれまでの実績の確認・整理、そして例えば校内組織は既存の組織をいじめの機能を特化させて発展させて下さいとお願いするようなスタンスで作りあげています。

(松村委員長)

今まで取り組んできたことをペーパーでまとめたものだと理解しており、現場に新たな負担がかかるということはないと認識しています。

やはり教育長からお話があった最終ページ「家庭は」というところの表現に関してご意見いただければと思います。

(伊豆倉委員)

家庭と学校と言うところが一番中心になっていくと思いますが、そこにすべて「地域が」という言葉がついてきており、どうやっていくのだろうと思いました。学校や家庭は一つ一つ存在がわかりますが「地域」という部分が漠然としていて難しいと感じました。

(坂田教育長)

今職務代理がおっしゃったように、地域については個人の行為について書いてあるだけです。もう一つ議論があったのが、健全育成委員会といった地域の中でも子供たちを見守る組織体について言及していない。健全育成委員

会も本市の特色であると思えるので、そこを書き加えていくこともできると
思います。そうすると職務代理がおっしゃった何を核にしていくのかという
ところが見えてくるのかなと思います。健全育成委員会等がいじめ防止のた
めに様々な取組をして頂いていますが、ここでこの方針を立ち上げることに
より委員会の機能が難しくなっていくのではないかなという問題もあり、そ
ういうことを勘案してこういう書き方になっています。

(松村委員長)

その点では「地域」という部分はグレーと言うか若干トーンダウンした書
き方のほうが良いのではないかなと思います。

(伊豆倉委員)

「『地域』というのは皆さんのことです」ということをアピールしていかな
いと、なかなか浸透していかないのではないかと思います。

(坂田教育長)

健全育成委員会とか民生児童委員とか、様々なチャンネルに広報していこ
うと考えております。ウェブサイトに載せるだけではなく、直接お伺いして
説明する機会をたくさん設けて広報していきたいと思えます。

(伊豆倉委員)

それはすごく必要だと思います。

(松村委員長)

基本的には今まで通り子供たちのことを一緒にやっという一言を、
「今まで通りに」ということを言えばいいのかなと思っています。

特に「家庭は」という部分に関してご意見を頂ければと思えますがいかが

でしょうか。

(植松委員)

「無償の愛」は難しくないでしょうか。

(坂田教育長)

「べきもの」を書いてあります。「こうあるべき」というものが家庭に対しても地域に対しても書いてあって、実現していくにはたくさんのハードルがあり、課題があります。そこは言及していません。そこへ踏み込んでしまうと先ほど申しましたように家庭教育への介入などと言われてしまう話になりますので、そうすると無償の愛をもつのは親として当然だろうと。「～べき論」として書いてあるのかもしれませんが。

(植松委員)

宿題にさせてください。もう少し読み込まないと答えられません。

(清水統括指導主事)

大丈夫です。パブリックコメントを6月30日まで実施の予定ですので、そのあたりまでにご意見を頂ければと思います。

(松村委員)

ではこの件に関しては来月の定例会で最終的な形にするということで宜しいでしょうか。

それでは続きまして日程第6、報告事項3 放課後補習教室についてお願いいたします。

(清水統括指導主事)

それでは日程第6報告事項3放課後補習教室についてご報告いたします。

本市では学力向上策の一環として、民間塾の講師を活用した市内全ての小中学校における放課後補習教室の実施を予定しています。「清瀬市立小・中学校への学習サポーター、放課後補習教室・中学校夏季補習講座学習指導員の派遣について」という3枚つづりの資料をご覧ください。放課後補習教室ですがまず対象学年は小学校6年生、中学校3年生、対象の教科を小学校算数、中学校数学としております。小学校につきましては6月下旬からスタート予定で進めております。1回の補習教室を1時間、週あたり2回を予定しております。1回ごとの定員は20名程度としております。中学校の補習教室は9月から、小学校と同様に1回1時間、週あたり3回を予定しております。

また、補習教室ということですので本授業の対象とする子供は算数、数学の習熟が不十分であり、当該学年の前の学年までの学習内容に不安があるものとご案内しております。なお、中学校につきましては先に申しあげたとおり、部活動の大会を終えた9月からの実施としておりますが中学校からのニーズもあり夏季休業中も、7月下旬1学期の終了した後の1週間、それから8月下旬2学期を迎える直前、合計10日間で期間を集中させた形で夏季補習講座を実施する予定でおります。1日当たり3時間枠で考えておりますので、この夏季補習講座の部分のみ数学に国語と英語を加えた3教科を実施する予定です。すでにそれぞれの学校で何曜日に実施するのか、実施の曜日についてはそれぞれの学校からの希望を聞きながら実施曜日を決定しております。

当該学年の保護者の方に宛てた授業のご案内通知と参加希望調査票の配布が進められています。想定の中では当然ながら定員の20名を超える申し込みがあるということは含んでおります。20名を超えてしまった場合は補習教室を開始の段階でクラス分けテストを実施し、個別指導で学習を進めるお子さんと、学生ボランティアを活用した中規模のグループで学習を進めるお子さんにクラスを分けさせていただきたいと考えています。この2つのク

ラスで進めていくことを予定しております。なお、昨年度までに本市では、担任が教科指導を進める中で民間人の講師が個別指導を行う学習サポーターという制度がございました。今年度につきましてはこれまでの学習サポーターを補習教室と連動させて、補習授業を実施する日の算数、数学の授業に塾の講師が個別指導に入るように組み合わせて実施する学校を3校指定させていただきました。資料の「放課後補習教室（小学校）（中学校）」をご覧ください。時間割表の波線で示したコマが塾の講師が指導に入る時間、太い実線で示したコマが、市が面接し採用し派遣する教員免許を所持している市民サポーターが入る時間ということにしております。先ほど申し上げた塾の講師の方が算数、数学に入っていただき放課後補習もやることを連動型といいます。3校以外の残りの11校について塾講師は放課後補習教室のみを実施して、算数、数学の個別指導については市民サポーターが入るというようにしております。これを独立型と表現しています。資料の小学校の例1は市民サポーターが入って、放課後のみ塾の講師が入るいわゆる独立型です。例2は時間割表の上まで波線があるものが連動型と呼んでいるものでございます。現状でございますが最終的な業者選定をしている段階までできております。検証について確実に実施していきたいと思っております。以上です。

（松村委員長）

ありがとうございます。2枚目の小学校、例の2水曜日波線で括弧で括弧してある2時間目から6時間目までのイメージが分からないので、もう一度説明をお願いいたします。

（清水統括指導主事）

先ほども申し上げましたが、放課後に塾の講師が補習をやることは例の1、2共通です。小学校のイメージですので補習教室の時間帯を、例えば5時間授業の日は6時間目に、6時間授業の日はみなし7校時目ぐらいの想定で、

たとえば水曜日、6校時目に放課後補習を60分間やります。同じ水曜日に塾の講師が学校に来て、2時間目から5時間目まで算数の授業を行っているわけですから、そこに学習サポーターという立場で塾の講師に入ってもらおうというふうに考えております。2時間目から5時間目までは学級担任の先生が算数の授業の中での個別指導を行う、放課後補習は対象の子供たちが集まってきた中で塾の講師が運営する中で主体的に補習教室を行う、このようなイメージです。

(松村委員長)

たとえば、水曜日の2時間目から5時間目までは6年生は算数の授業を行っているということですか。

(清水統括指導主事)

全ての学級で水曜日の2時間目から5時間目までの間に必ず算数を入れてくださいとお願いをしております。ただし4時間分ありますので4クラスない学校は6年生以外の算数の授業も入ってきます。

(松村委員長)

たとえば、5年生や4年生もあり得るという理解ですね。

(稲田委員)

つまり塾の講師は2時間目から6時間目までいるということですか。

(清水統括指導主事)

そういうことです。

(稲田委員)

少しよろしいですか。この事業は今年度からの新しい事業になりますね。2、3年でやめるといふわけにはいかない事業だと思います。そのためにどういふ成果を上げていくか、費用対効果なども考えていかなければいけないのではないかということをお学校にも周知して取り組ませていかなければいけない。単に補習の授業に来てくれて、先生方に負担が少なくなるという感覚では続かないのではないかと思います。また、連動型が3校となっておりますが、小学校と中学校の割合はどうなっているのか、今年1年限りの連動型なのか、来年は独立型というパターンはあるのかお聞きします。もう1点は、今学習サポーターが入っているようですが、学生ボランティアとしてどのくらい確保しなければいけないのか、どのように確保していくのか教えてください。

(松村委員長)

1点のご意見ということよろしいですか。2点目、3点目のご質問ということでお答えいただけますでしょうか。

(清水統括指導主事)

効果検証については、分かりやすい形の部分ができるように確実に行っていきます。今年1年限りの連動型なのかというご質問ですが、今のところ次年度は明確な想定はしておりません。今年度実施していく中で考えていきたいと思っております。また、学生ボランティアの確保については現在進行形です。連携している大学等にも放課後補習教室を全校で実施するので、大学生の確保にご協力くださいとお願いしております。実数は現在調査をしているところですが想定としては定員を10人程度超えると考えておりますので、それに見合った学生を確保していくことは我々の責務であると考えております。

(坂田教育長)

先ほど稲田委員がおっしゃられたタイプBの連動型についてですが、我々はこのタイプBが好ましいと考えております。今、算数の授業を2学級で3展開して習熟度の授業を実施しています。塾の講師に一番習熟の遅い子供たちのゆっくりコースに入っていただこうと思っています。そうすると、レギュラーの習熟度別の授業の中で例えば算数がわからない、今教わっているところがわからないという子供に塾の先生が対応できるわけです。なぜこの子はここがわからないのか、どういうところがわからないのか、もっと言えば、この子はどういう性格の子供なのかということを理解したうえで、放課後もっとちゃんと教えてあげるよということ、ここでアプローチでき、放課後学習につなげていけるのです。学校で行う補習というのは授業と連動していなければ、十分な効果が期待できないと考えます。単独型だと民間塾が学校のスペースを借りて講習を実施しているだけという話になってしまうので、将来的には連動型を増やしていけるよう調整したいと考えます。

(稲田委員)

学生ボランティアの力量も心配ですし、塾の講師の教え方について、わからない子供にどう教えていくのか、市の方針として、こういう講師が欲しいと塾と協議していかないと心配なところがあります。学校の管理職にも、塾のやっていることなのでわかりませんというわけにはいかないということ、理解していただかないと効果がなくなってしまうと思います。

(坂田教育長)

タイプAの独立型では学校が、放課後補習と全く関わりを持たないことが心配されます。タイプBの連動型は少なくともレギュラーの授業と関わっているわけですから協働しながらすすめることができると思います。実は全国的に見ても学校教育に塾が入っているところは、上の層のクラスに入ってい

るのです。公立学校と塾のコラボレーションというのは上の層のクラスを伸ばす施策として実施しているところが多く、下の層のクラスを伸ばす施策で塾を活用しているところは少ないのです。他の自治体で連動型というものもほとんどありませんでした。ですから、おそらく本市が先進的な取組みなるのではないかと思います。とにかく歩きながら検証し改善することで、効果をあげなければいけませんので、頑張っていきたいと思います。

(清水統括指導主事)

放課後補習教室の中で学習しているお子さんの学習状況、これを記録するシートや、これを学校に報告するシステムは確保しています。塾の講師が一斉に指導するなかで課題を出して、それに取り組んでいる子供たちに対して学生がアシストをしていくというシステムで考えています。学生だけで指導するという意味ではありません。

(植松委員)

中学3年生で数学の指導をしていくのは遅すぎるのではないのでしょうか。中学2年生となると、まとまりが悪く、なかなか積極的にはならないのですが、2年生で手を打ってあげると3年生で落ち着いて自分の進路も自分である程度キャリアに積み上げていけるとと思います。もう少し早くやりたかったという生徒も出てくるのではないかなと思いました。遅れている子供たちは塾も行きたくないという子供たちが多いわけです。本当は2年生の一番指導のしにくい時期のところに数学で少しだけ手を入れてあげると安心できると思いました。

(清水統括指導主事)

算数、数学は特に系統性が必須になってくる教科であって、その系統性が確保されてこなかったお子さんが対象になってくるため、植松委員がおっし

やられたところでいえば、学年を決定するにあたって、この学年でどうなのかという議論をさせていただき、そのプロセスを経てこの学年でいくことになりました。

(坂田教育長)

中学生は3年生にならないと勉強、学びへの動機づけができないものなのです。中学3年生で指導する意味は受験対策です。今まで計算問題が解けないような子供が1点でも多くとれるようにすることを目指せばと中学3年生で実施する価値があるのです。本当は算数で最もつまづきが多い小学校3年生、4年生が一番よいと考えています。実施学年については今後検討していかなければいけないと考えております。

(植松委員)

本当の学力をつけたいなら、教育長のおっしゃったとおりだと思います。

(松村委員長)

他によろしいですか。続きまして日程第7その他今後の日程についてお願いいたします。

(粕谷教育総務課長)

次回6月の定例教育委員会を6月20日(金)午前9時30分より、健康センター第2会議室で予定しております。また、5月22日(木)には東京都市町村教育委員会連合会定期総会が午後2時から東京自治会館でございます。以上でございます。

(松村委員長)

ただ今、今後の日程についてご説明いただきました。この件に関しまして

はよろしいですね。以上をもちまして、平成26年第5回清瀬市教育委員会
定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11時 30分

平成26年 5月 16日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 松村 重樹

委員 稲田 瑞穂